解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

兵庫県伊丹市西野五丁目三〇九番地の二

特定非営利活動法人子育てセンター風の子会

清算人　村山　雅子

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十二年二月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

松山市北斎院町四八一番地四

中津西町内会

清算人　西村　真二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目三番二三号

粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合

代表清算人　安松　毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

北海道中川郡豊頃町二宮八一四番地

社団法人牛首別報徳会

代表清算人　遠藤　重夫

解散公告（第三回）

当社は平成十五年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

山形県東田川郡庄内町余目字竹ヶ畑四番地の七

テクノマスター株式会社

代表清算人　福井　一彦

解散公告（第三回）

当組合は平成二十二年一月十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

東京都日野市新町五丁目二〇番地の一

日野市東光寺上第1土地区画整理組合

代表清算人　和田　熊吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十六日

新潟県新潟市東区石山五丁目一番三三号

特定非営利活動法人新潟県葬儀総合相談支援センター

清算人　齋藤　信夫

配当公告

名古屋市中区栄一丁目一二番五号

破産者　株式会社ニチリン

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第七六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇五三、三五二、六一五円

一、配当することのできる金額

金六四、二六三、二三五円

平成二十二年三月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＬＩＶビル七〇二号

破産管財人　市川　博久

配当公告

兵庫県神戸市中央区下山手通二丁目一六番一二号

破産者　光グラビア印刷株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十年（フ）第七七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二五、二三七、六八八円

一、配当することのできる金額

金九六、四七三、七九八円

平成二十二年三月十六日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階

東町法律事務所

破産管財人　上谷　佳宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市東川町二一番地の二、最後の住所北海道函館市桔梗二丁目二六番二九号

被相続人　亡　久米田リツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

北海道函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階

相続財産管理人　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所札幌市手稲区曙三条二丁目九番二〇号テイネハイツオーサキ一〇一号

被相続人　亡　髙　義晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

札幌市中央区南一条西一〇丁目南一条道銀ビル四階米屋・林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市東町四丁目六番、最後の住所茨城県日立市東町四丁目六番二号

被相続人　亡　佐藤　雅博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階

相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市幸町二丁目一五五八番地、最後の住所茨城県日立市滑川本町三丁目七番一号

被相続人　亡　金澤フジ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階

相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目四六番地、最後の住所千葉市花見川区幕張町五丁目四一七番地の二二二　幕張グリーンハイツ七〇二号

被相続人　亡　峰村　正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十六日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸

第150期決算公告　平成22年3月16日

東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

千代田コンサルタンツ株式会社

代表取締役　吉村　文吾

貸借対照表の要旨（平成21年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,288,420
	固定資産	155
	合計	29,288,575
負債及び純資産の部	流動負債	24,154,626
	株主資本	5,133,949
	資本金	129,000
	資本剰余金	2,689
	資本準備金	2,689
	利益剰余金	5,002,260
	利益準備金	32,250
	その他利益剰余金	4,970,010
	（うち当期純利益）	（29,899,806）
	合計	29,288,575